

平成 25 年度第 2 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議

委員発言概要

(1)DV防止対策について

- ①DV防止対策関係事業について
- ②愛媛県DV防止対策連絡会の協議内容について
- ③改正DV防止法及び見直し基本方針について
- ④県基本計画の見直しについて
- ⑤「家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」について

説明

(高橋委員) ※県地域包括・在宅支援センター協議会理事

「家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例(素案)」には、縦割りで担当しているものを、窓口を一本化して、横につながぐという考え方が出てきていると感じられる。

虐待には、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、DV等があり、単独の被害ということは少ない。関わってみると、高齢者虐待でありながらDV、障害者虐待でもあるという場合がある。それぞれの問題について調整が取れるような窓口の一本化を、市・町レベルで進めてほしい。

(稲見委員) ※県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員長

公務員の不祥事が後を絶たない。再発防止のために具体的に何をやったのか。

なぜ、こんなにもDVの件数が増えるのか。別の場所で聞くと、「潜在的にあったDVが、顕在化したからではないか」と回答されることがあるが、それだけではないと思う。どのように考えているか。

(男女参画・県民協働課)

公務員の不祥事について、内部では、再発防止に向けてしっかりと取り組んでいるつもりである。しかし、浸透していない部分もあると思うので、公務員の倫理について引き続き対策していかなければならないと思う。

また、DVの相談件数について、今年度は、新居浜市に配偶者暴力相談支援センターが設置され、県として把握できる相談件数が増えた。新居浜市だけDVが多いというわけではないと思うので、相談体制が整ったところで相談件数が増加していると考えている。ただ、実態としてのDV件数は把握が難しい。

(稲見委員)

一面的には、これまで夫婦喧嘩として処理されていたものが、法律ができて、DVという認識が高まってきたというのはわかる。しかし、「相談件数が増えた」という結果だけを捉えて、そこで終わってしまっただけは駄目だと思う。「DVは犯罪にもなる重大な人権侵害だ」という普及啓発活動をもっとやられてもいいのではないか。

(稲見委員) ※続き

特に、学校の先生に学んでほしい。先生の中には、「DVが多いですよ、なぜ別れないのかな」と言われる方もいた。DVはそんな単純に解決できるものではないのに、このような言葉が先生の口から出てくるというのは残念である。また、高知県では中学生からDV未然防止教育を行っているが、愛媛県では中学生を対象として行われていない。

(男女参画・県民協働課)

愛媛県では、若い人にDVに気付いてもらうため、高校生と大学生を対象に「DV未然防止教育」を行っている。

中学生を対象としたDV未然防止教育については、教育委員会に、中学生のDV未然防止に役立つような授業をしてほしいと伝えている。当課では、すぐに中学生を対象とするのではなく、中学校の先生から始めたほうがよいということで、今年度から中学校の先生を対象に、DVとはどういうものなのか、先生が生徒に教えられるような研修を実施している。しかし、中学校からの申し出が少ない状況であるため、積極的に講座の開催を働きかけ、先生が学ぶことのできる環境を作っていきたい。

(稲見委員)

小中学校の先生には、DV家庭で育った子どもにどのような影響が出るのかということを知ったうえで指導に当たってほしい。素行が悪いから、悪い子だと単発的に捉えないでほしい。また、中学校3年生頃から男女交際は始まっているので、できるだけ早く、人と人とのより良い関係をどう築いていけばよいのかということを含めて、対応してほしい。

条例(素案)について、議員の方は、DVについて学ぶ機会があった上で提案されたのか。

(男女参画・県民協働課)

議員の皆さんは、各種活動の中で、DVの実態や、DVの被害者がなかなか相談できていない状況を危惧し、市町の相談窓口を、相談しやすい体制に構築してほしいという意味で条例を制定された。ただ、愛媛県の条例であるため、市・町に対する強制力はなく、難しい面がある。

(中村副会長) ※愛媛大学大学院教授

条例(素案)の9条に、「県は、毎年度、家庭内暴力等の発生の状況並びに家庭内暴力等に関する相談及び通報の状況を取りまとめ、公表するものとする。」とある。情報の中には、もう少し早く知ることができれば、よりよい対処ができたにもかかわらず、個人情報観点から教えてもらえないものがある。何度も同じような被害に遭われている人を地域で守るために、情報を管理運用するという点から議論をされたことはないのか。

(宮崎会長) ※愛媛大学教授

児童虐待や高齢者虐待では、民間の方が中心となって情報ネットワークを作っているが、行政が積極的に情報を伝えてよいのかという問題が出てくるので、公的な仕組みでは限界がある。

(子育て支援課)

条例(素案)9条の「公表」というのは、子育て支援課でいうと児童虐待のように相談対応件数等を公表するものであり、「誰がどういう被害を受けているのか」というものではない。むしろ、被害者の個人情報が出ることをお知らせする予定である。

また、児童虐待対応件数の公表の際には、必ずマスコミにお知らせを入れ、「近所で気になるお子さんがおられましたら、匿名でも構わないので、児童相談所や市町に連絡をしてください」と周知している。

最近では、児童虐待に対する学校の意識も上がっており、子どもの様子がおかしいと、児童相談所に連絡が入るようになってきている。さらに、要保護児童対策地域協議会という、保健所、医師会、児童相談所、警察、教育委員会等がメンバーになっている会議があり、事前に見守りしなければならない要チェックの児童を把握するようしている。今後、DVにもこのようなシステムが必要になってくるのではないかと思う。

(稲見委員)

児童虐待を発見した場合は、通報することが義務となっているが、DVは本人の意思を尊重することとなっていることもあって発見が遅れている。すべて行政に頼るのではなくて、地域全体で守っていくことが大切だと思う。

(宮崎会長)

取り組みのモデルのようなものができると、広がりがでてくると思う。

(稲見委員)

過去に、性的被害者の相談体制を充実するという情報があったと記憶しているが、進捗状況を教えてほしい。

(男女参画・県民協働課)

内閣府において「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」が作成されている。この手引には、「将来的には、各都道府県内に、少なくとも一つは、地域の事業として、ワンストップ支援センターが設置されることが望ましい」とあるが、設置に関する財源等は示されておらず、これまでに設置されているのは、すべて民間でやられているものである。公的に設置できる体制になっていない。

(加藤委員) ※愛媛新聞社編集局長

既存相談窓口の有効活用という観点からすると、東予地方局と南予地方局の相談件数が少ないのではないかと。

(子育て支援課)

地方局の相談については、近隣市町への訪問や、DV相談担当職員の事例検討会への参加、来年度は配偶者暴力相談支援センター会議への参加によって、近隣の市町との連携を図り、何かあった時には相談を受けるといった体制を作っていく。

(加藤委員)

教育委員会との連携状況はどうか。

(男女参画・県民協働課)

教育委員会には、「中学校・高校教職員向けDV未然防止教育研修」の実施にあたり、協力を依頼している。ただ、教えることがいっぱいあり、カリキュラムに入れることが難しいと言われる。

(中村副会長)

相談件数の中で、事件性があった相談の件数や、複数回相談してきたものの分析等を行っているのか。「事件性があった相談は何件だった」というだけにとどまらず、相談件数は増えたが、再々の相談は減るとか、事件になったものは減るとか、相談件数を集計・公表したアウトカム(成果)をどのように考えればよいのか。

(男女参画・県民協働課)

警察の相談件数については、DVの被害者を救うことができた数としてとらえている。集計して、分析して、というのは難しい。

(宮崎会長)

相談件数や被害者の数をなくしていくことが会議の目的であり、相談件数が増えれば、DVの認識が広がるということで、考えていけばよいのではないかと。

(2)意見交換

(佐伯委員) ※県民生児童委員協議会理事

民生委員をしていて、家庭内暴力は表面に出てこないと感じる。実際に暴力の相談も少ない。また、男性で親の介護している人を特に心配している。独居の高齢者も問題だが、家族がいるということで、目が届きにくいこともある。

日々の活動では、デイサービスの活用を促すなど、できるだけ、行政サービス等につなげるようにしている。

(高橋委員)

社会からの孤立は大きな問題である。行政サービスにつながれば虐待が明るみに出ることもあるが、そのような体制が取れていない。社会と接点を持たずに生活する人について、誰が状況を把握するのか、どのように関わるのかが難しい。幅広く、地域で見守る体制の構築というのが大切だと感じる。

(堀川委員) ※県高等学校長協会会員

県立高校の生徒たちは、DVという言葉を知ったことはあるが、DVの内容については具体的に何なのか知らない状況だと思う。愛媛県の「高校生のためのDV未然防止講座」を活用し、寸劇等を交えながら、「こういうこともDVなのか」ということを初めて学んだ様子だった。DV防止啓発講座を各校で実施することで、DVの実態というものが生徒たちに伝わると感じる。

学校には、教育相談や人権同和教育などを担当する校務分掌がある。人権同和教育では、人権同和教育ホームルーム活動を年間に数回実施しているため、その中でDVの防止啓発に関するホームルーム活動ができるのではないかと感じる。

また、現在はスクールライフアドバイザーや教育相談担当者とともに生徒の相談を聞く体制ができてきているため、そこを窓口として、今後も学校全体で取り組んでいくことが重要であると考えている。これまで具体的なDVの被害は聞いていないが、教育相談担当者を中心に、教職員にも研修していかなければならないと感じた。

教職員についても、これまで多く研修を行っている。管理職の一つ下のポジションであるミドルリーダーを育成し、ミドルリーダーに相談が及ぶような関係をつくることと、形だけではなく、中身のある、本音で話し合える研修を行いながら、その中にDVの防止対策についての話をしていく研修も必要だと感じた。

(市川委員) ※弁護士

離婚の裁判において、加害者、被害者関係なく代理人になる。

加害者の中には、既にDV保護命令を受けた経験があることをふまえて裁判を起している人もいる。いったいどのようにDVを起したか聞くと、事実関係を素直に認めない方もいる。加害者の代理人になったときには、加害者のしたことが、被害者にどのような影響を与えたのか知ってもらい、そのことが今の離婚につながっていることを知ってもらうようにしている。

被害者の案件は、保護命令の申し立てをする際、本人の情報を相手に知らせない形で訴訟を提起することが認められており、以前に比べれば制度が整ってきていると思う。ただ、我々ができることには限界があり、警察等の援助を受けないと難しい所がある。

警察のDV相談件数については、前向きに見ている。案件が増えるということは、救済される案件が増えるということ。さらに、新聞報道になるような案件があれば、DVの強力な広報活動にもなる。当面は、相談件数が増えるということも必要なものだろうと考えている。

性犯罪被害者について、代理人になるには、精通要件というものがある。日弁連の講習を2回受ける必要があり、被害者の思いを聞き、代理人として絶対に言ってはいけないこと等について学ぶ。現実には個別の案件を処理しながら、自分で覚えていくしかない面があり、被害者の気持ちを

(市川委員) ※続き

くみ取って対応することが難しいと感じている。

性犯罪被害については、犯罪被害者支援委員会というものがある。高知県では、犯罪被害者支援委員会が活発で、県警と弁護士会が連携しており、実績が大きい。我々も連携という形をとれば、犯罪被害者関係の活動が広がっていくと思う。

(稲見委員)

人権擁護委員の活動で、高校等で出前授業を行っている。アンケートで、DV被害を受けた場合の相談先を聞くと、「友人」という答えが最も多く、「先生」というのは極めて少ない。先生への相談が少ないと、「うちの学校に限ってDVはない」という考えが生まれるのではないかとも思う。

(堀川委員)

ほとんどの学校では、面接週間というものを作っており、ある学校では生徒が相談したい先生を選び、面接をしているといった例もある。

また、最近では、生徒たちのLINE(アプリケーション)の使用で指導をする機会がかなり増えている。メールをするよりも数段に早く、数人でも会話ができるという便利さもあり、かなり広範囲で利用しており、その危険性を指導していくために苦慮している。

(稲見委員)

リベンジポルノも問題だ。なかなか止められず、難しい時代になったなと感じる。